

港湾局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 港湾局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、港湾局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行政管理に関する事。ただし、川崎港保安委員会に係る事務については除く。
- (2) その他危機管理に関する事。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、局長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、局の危機管理を統括する部長（港湾振興部長）をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員会の招集)

第4条 推進委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進委員会は、危機管理の推進において必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は委員長が指名する者で構成する。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、港湾振興部庶務課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日 20川港庶第208号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

港湾経営部長

川崎港管理センター所長

川崎港管理センター副所長

庶務課長

誘致振興課長

経営企画課長

整備計画課長

港湾管理課長

港営課長

整備課長

設備課長